資料１－３

写

１７農会第１５４２号
平成１８年３月８日

農林水産省所管の試験研究を行う独立行政法人　理事長　殿

農林水産省農林水産技術会議事務局長

「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の一部改正について

遺伝子組換え作物を用いて行う栽培実験(以下「栽培実験」という。)については、国民理解の下で円滑に行われるよう「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(平成16年2月24日付け15農会第1421号農林水産技術会議事務局長通知。以下「本指針」という。)を遵守の上実施するようお願いしているところです。

今般、新たな科学的知見等を基に、学識経験者等で構成される「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」検討会（以下「検討会」という。）の検討結果等も踏まえ、本指針を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上関係者への周知徹底をお願いします。

なお、検討会において、栽培実験の実施に当たって、より一層国民の理解を得る観点から、
（１）周辺同種栽培作物等とできる限り離すとともに、可能な場合は出穂期をずらす等の措置を組み合わせること
（２）周辺住民等に適切に理解してもらえるよう説明会等の実施方法を工夫すること
という意見がありましたので、これらの点についても十分配慮の上栽培実験を行うようお願いします。

（注）この他、関係行政機関、団体等に対しても通知を発出。

（別紙）

第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針　新旧対照表

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>
第２　栽培実験の実施
１［略］
２［略］
（１）隔離距離による交雑防止措置
隔離距離による交雑防止措置を採る場合は、次の措置を採るものとする。
ア　当該栽培実験対象作物ごとに、同種栽培作物等と次に定める隔離すべき距離以上隔離する。
表
<table>
<tr><th>栽培実験対象作物</th><th>同種栽培作物等との隔離すべき距離</th></tr>
<tr><td>イネ</td><td>３０ｍ</td></tr>
<tr><td>ダイズ</td><td>１０ｍ</td></tr>
<tr><td>トウモロコシ
（食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。）</td><td>６００ｍまたは防風林がある場合は３００ｍ</td></tr>
<tr><td>西洋ナタネ
（食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。）</td><td>６００ｍまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5ｍ巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は４００ｍ</td></tr>
</table>
イ［略］
（２）［略］
３［略］

第５　その他
１・２［略］
３　農林水産技術会議事務局による実施状況の確認
農林水産技術会議事務局は、研究所等が実施する栽培実験に関し、必要に応じて交雑防止措置及び情報提供活動等の実施状況を確認するものとする。
</td><td>
第２　栽培実験の実施
１［略］
２［略］
（１）隔離距離による交雑防止措置
隔離距離による交雑防止措置を採る場合は、次の措置を採るものとする。
ア　当該栽培実験対象作物ごとに、同種栽培作物等と次に定める隔離すべき距離以上隔離する。
表
<table>
<tr><th>栽培実験対象作物</th><th>同種栽培作物等との隔離すべき距離</th></tr>
<tr><td>イネ</td><td>２０ｍ</td></tr>
<tr><td>ダイズ</td><td>１０ｍ</td></tr>
<tr><td>トウモロコシ
（食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。）</td><td>６００ｍまたは防風林がある場合は３００ｍ</td></tr>
<tr><td>西洋ナタネ
（食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。）</td><td>６００ｍまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5ｍ巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は４００ｍ</td></tr>
</table>
イ［略］
（２）［略］
３［略］

第５
１・２［略］
［新設］
</td></tr>
</table>

改　正　後

別表

第１種使用規程承認作物	左の作物の同種栽培作物等
アルファルファ(*Medicago sativa*)	アルファルファ(*Medicago sativa*)
イネ(*Oryza sativa* L.)	イネ(*Oryza sativa* L.)
西洋ナタネ(*Brassica napus*)	西洋ナタネ、ナバナ等（*Brassica napus*)、 ハクサイ、カブ、コマツナチンゲンサイ、ツケナ類等（*Brassica rapa*)、 カラシナ、タカナ等(*Brassica juncea*) カイラン（*Brassica alboglabra*)
ダイズ(*Glycine max* L.)	ダイズ(*Glycine max* L.)
トウモロコシ（*Zea mays* L.)	トウモロコシ（*Zea mays* L.)、 テオシント(*Zea mays* subsp. *mexicana*)
トマト(*Lycopersicum esculentum* Mill.)	トマト(*Lycopersicum esculentum* Mill.)
バレイショ（*Solanum tuberosum*)	バレイショ（*Solanum tuberosum*)
ワタ（*Gossypium hirsutum* L.)	ワタ（*Gossypium hirsutum* L.)
テンサイ(*Beta vulgaris*)	テンサイ、フダンソウ、ビート等(*Beta vulgaris*)
パパイヤ（*Carica papaya* L.)	パパイヤ（*Carica papaya* L.)

現　行

別表

第１種使用規程承認作物	左の作物の同種栽培作物等
アルファルファ(*Medicago sativa*)	アルファルファ(*Medicago sativa*)
イネ(*Oryza sativa* L.)	イネ(*Oryza sativa* L.)
西洋ナタネ(*Brassica napus*)	西洋ナタネ、ナバナ等（*Brassica napus*)、 ハクサイ、カブ、コマツナチンゲンサイ、ツケナ類等（*Brassica rapa*)、 カラシナ、タカナ等(*Brassica juncea*) カイラン（*Brassica alboglabra*)
ダイズ(*Glycine max* L.)	ダイズ(*Glycine max* L.)
トウモロコシ（*Zea mays* L.)	トウモロコシ（*Zea mays* L.)、 テオシント(*Zea mays* subsp. *mexicana*)
トマト(*Lycopersicum esculentum* Mill.)	トマト(*Lycopersicum esculentum* Mill.)
バレイショ（*Solanum tuberosum*)	バレイショ（*Solanum tuberosum*)
ワタ（*Gossypium hirsutum* L.)	ワタ（*Gossypium hirsutum* L.)